

## 地方独立行政法人福岡市立病院機構定款

## 第 1 章 総則

## (目的)

第 1 条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）に基づき、福岡市における医療施策として求められる救急医療、高度専門医療等を提供すること等により、市内の医療水準の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

## (名称)

第 2 条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「法人」という。）と称する。

## (設立団体)

第 3 条 法人の設立団体は、福岡市とする。

## (事務所の所在地)

第 4 条 法人は、事務所を福岡県福岡市に置く。

## (法人の種別)

第 5 条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

## (公告の方法)

第 6 条 法人の公告は、福岡市公報に登載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により福岡市公報に登載することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその登載に代えることができる。

## 第 2 章 組織

## 第 1 節 役員及び職員

## (役員の数)

第 7 条 法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 人
- (2) 副理事長 1 人
- (3) 理事 7 人以内
- (4) 監事 2 人

## (役員の職務及び権限)

第 8 条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときは理事長があらかじめ指定した順序によりその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は福岡市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

## (役員任命)

第 9 条 理事長及び監事は、市長が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

## (役員任期)

第 10 条 理事長及び副理事長の任期は 4 年とし、理事及び監事の任期は 2 年とする。

ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

## (役員兼任の禁止)

第 11 条 理事長、副理事長又は理事は、監事と兼ねることができない。

(職員の任命等)

第 12 条 法人の職員は、理事長が任命する。

2 法人の職員の職の種類、職務及び任命その他法人の職員に関する事項については、法人の規程（以下「規程」という。）で定める。

#### 第 2 節 理事会

(設置及び構成)

第 13 条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第 14 条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は副理事長及び理事の 3 分の 1 以上若しくは監事から会議の目的である事項を記載した書面を付して要求があったときに理事長が招集する。

(議事)

第 15 条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、副理事長及び理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席した副理事長及び理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第 16 条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項

(2) 年度計画に関する事項

(3) 予算及び決算に関する事項

(4) 病院の診療科目及び病床数に関する事項

(5) 規程の制定又は改廃（軽微な改正を除く。）に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

#### 第 3 章 業務の範囲及びその執行

(病院の設置及び管理)

第 17 条 法人が設置し、及び管理する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
福岡市民病院	福岡県福岡市博多区吉塚本町
福岡市立こども病院・感染症センター	福岡県福岡市中央区唐人町二丁目

(業務の範囲)

第 18 条 法人は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 医療を提供すること。

(2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。

(3) 医療に関する従事者の研修を行うこと。

(4) 前 3 号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

(緊急の必要がある場合の市長の要求)

第 19 条 法人は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため市長が必要と認める場合に、市長から前条第 1 号又は第 2 号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じ、当該業務を実施しなければならない。

(業務方法書)

第 20 条 この定款に定めるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項は、業務方法書の定めるところによる。

#### 第 4 章 資本金、出資及び資産

第 21 条 法人の資本金は、法第 67 条第 1 項の規定により福岡市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

2 法第 67 条第 1 項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物は、別表のとおりとする。

第 5 章 雑則

(残余財産の帰属)

第 22 条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、福岡市に帰属する。

(規程への委任)

第 23 条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、規程の定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表

1 土地

所在地	面積
	平方メートル
福岡市博多区吉塚本町 1 3 0 番 1 1	1,000.00
福岡市博多区吉塚本町 2 9 1 番 2	784.00
福岡市博多区吉塚本町 2 9 1 番 3	933.00
福岡市博多区吉塚本町 5 6 1 番 2	295.34
福岡市博多区吉塚本町 5 6 3 番 3	575.51
福岡市博多区吉塚本町 5 6 3 番 4	260.89
福岡市博多区吉塚本町 5 6 4 番 2	7.50
福岡市博多区吉塚本町 5 6 5 番 2	1,840.11
福岡市博多区吉塚本町 5 6 5 番 4	266.00
福岡市博多区吉塚本町 5 6 8 番 2	24.52
福岡市博多区吉塚本町 5 7 0 番 2	3.44
福岡市博多区吉塚本町 5 7 2 番 2	35.70
福岡市博多区吉塚本町 5 7 6 番 2	8.27
福岡市博多区吉塚本町 5 7 7 番 2	0.78
福岡市中央区唐人町二丁目 1 3 3 番 2	16,774.23
福岡市中央区唐人町二丁目 1 6 1 番 1	20.06

2 建物

	名称	所在地	延べ面積
福岡市民病院	病院本体	福岡市博多区吉塚本町13番1号	平方メートル 13,929.81
	給排気塔	福岡市博多区吉塚本町13番1号	12.16
	看護師宿舎棟	福岡市博多区吉塚本町13番1号	510.61
福岡市立こども病院・感染症センター	感染症棟	福岡市中央区唐人町二丁目5番1号	3,457.80
	検査・手術棟	福岡市中央区唐人町二丁目5番1号	3,921.98
	管理・小児病棟	福岡市中央区唐人町二丁目5番1号	5,636.27
	放射線棟	福岡市中央区唐人町二丁目5番1号	552.70
	外来診療棟	福岡市中央区唐人町二丁目5番1号	1,070.67
	RI検査棟	福岡市中央区唐人町二丁目5番1号	211.43
	診療棟附属施設	福岡市中央区唐人町二丁目5番1号	150.57
	看護師宿舎	福岡市中央区唐人町二丁目5番1号	950.46
	倉庫	福岡市中央区唐人町二丁目5番1号	119.24
	書庫・研修生控室	福岡市中央区唐人町二丁目5番1号	294.76
	患児家族宿泊施設	福岡市中央区唐人町二丁目5番1号	208.88

# 「地方独立行政法人福岡市立病院機構定款」の概要

## 1 定款制定の根拠規定

地方独立行政法人法

(設立)

第7条 地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この条において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合にあっては総務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

(定款)

第8条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 設立団体
- 四 事務所の所在地
- 五 特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別
- 六 役員の定数、任期その他役員に関する事項
- 七 業務の範囲及びその執行に関する事項
- 八 公共的な施設の設置及び管理を行う場合にあっては、当該公共的な施設の名称及び所在地
- 九 資本金、出資及び資産に関する事項
- 十 公告の方法
- 十一 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

## 2 定款内容

### (1) 目的

この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）に基づき、福岡市における医療施策として求められる救急医療、高度専門医療等を提供すること等により、市内医療水準の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

### (2) 名称

地方独立行政法人福岡市立病院機構

### (3) 設立団体

福岡市

### (4) 事務所の所在地

福岡県福岡市

### (5) 法人の種別

一般地方独立行政法人（非公務員型の地方独立行政法人）

(6) 役員の数等

① 役員：理事長 1人，副理事長 1人，理事 7人以内，監事 2人

② 任期：理事長及び副理事長は4年，理事及び監事は2年

③ 理事会

ア 構成：理事長，副理事長，理事

イ 議決事項

(ア) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項

(イ) 年度計画に関する事項

(ウ) 予算及び決算に関する事項

(エ) 病院の診療科目及び病床数に関する事項

(オ) 規程の制定又は改廃（軽微な改正を除く。）に関する事項

(カ) 前各号に掲げるもののほか，理事会が定める重要事項

(7) 業務の範囲

① 医療を提供すること

② 医療に関する調査及び研究を行うこと

③ 医療に関する従事者の研修を行うこと

④ 前3号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと

(8) 病院の名称及び所在地

名称	所在地
福岡市民病院	福岡県福岡市博多区吉塚本町
福岡市立こども病院・感染症センター	福岡県福岡市中央区唐人町二丁目

(9) 資本金等

法人の資本金は，法第67条第1項の規定により福岡市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

(10) 公告の方法

福岡市公報に登載

(11) 解散に伴う残余財産の帰属

福岡市に帰属